

新潟ゼロ災宣言運動 2018 実施要綱

1 趣旨

県内の労働災害は、平成 29 年 10 月末時点の速報値で、休業 4 日以上の死傷者数が 1,862 人と前年同期比で 90 人増加(+5.1%)している状況にあり、そのうち転倒災害が約 3 割を占めている状況にある。

このため、例年、転倒災害を始めとする労働災害が多発する傾向にある 1 月から労使双方で労働災害発生ゼロを宣言し、労使協力して集中的な取組を行うことにより、管内事業場の安全意識の高揚を図るとともに、労働災害の防止を図る。

2 期間

(1) 参加申請期間

平成 29 年 12 月 11 日～平成 30 年 1 月 31 日

(2) 取組期間(1事業場1コースのみの選択)

1年コース

平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日

6か月コース

平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日

3か月コース[下記の期間を含む3か月以上の有期事業のみ対象]

平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

(3) 結果報告受付期間

1年コース

平成 31 年 1 月 4 日～平成 31 年 1 月 31 日

6か月コース

平成 30 年 7 月 2 日～平成 30 年 7 月 31 日

3か月コース

平成 30 年 4 月 2 日～平成 30 年 4 月 27 日

3 対象

新潟県内に所在する事業場(規模、業種は問わない)。

建設業については、店社の他、現場単位の参加も可とする(取組期間の全部が工期に含まれる場合に限る)。

4 重点取組事項

転倒災害の防止、交通労働災害の防止

5 参加手続き

参加を希望する事業場は、労使一体となって安全の決意表明（安全宣言）を行い、労働者に周知した上で、申込期間内に参加申込書（様式第1号）及び事業場内に掲示する『安全宣言』の写しを沿えて、新潟労働局労働基準部健康安全課に提出する（持参又は郵送）。

参加事業場に対し、新潟労働局より参加証としてステッカーを手交又は郵送する。

6 期間中の取組

- (1) 経営トップ及び労働者代表が安全の決意表明（安全宣言）を行い、『安全宣言』を事業場内に掲出することにより、安全宣言の内容を労働者に周知する。
- (2) 安全衛生管理体制を見直し、必要な整備を図り、実行ある管理体制を確立する。
- (3) 危険予知（KY）活動、ヒヤリハット、4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動等、日常的な安全衛生活動への取組を行う。
- (4) 交通ヒヤリマップの作成、交通安全教育等により、交通労働災害の防止対策を図る。
- (5) 危険性・有害性等の調査（リスクアセスメント）を行い、その結果に基づき必要な措置（リスク低減対策）を実施する。
- (6) 高年齢労働者に配慮した労働災害（腰痛、転倒災害等）の防止対策を図る。
- (7) 「安全の見える化」の普及促進を図り、職場に潜む危険を目に見える形で分かりやすく表示することにより、効果的な災害防止活動を展開する。
- (8) 業務内容や各階層に応じた安全衛生教育を実施する。
- (9) その他、職場安全集会の実施やポスター（安全宣言等）の掲示等、安全衛生意識の機運を高めるためのあらゆる運動を展開する。

7 ゼロ災宣言の方法

宣言した者の職氏名を明記し、例えば、「墜落災害防止対策の徹底」などのような呼びかけではなく、「を着用します」「を行います」など、ゼロ災を達成するために取り組む行動を具体的に記入した『安全宣言』を作成し、各作業場・朝礼場所・休憩所などの目につきやすい場所に掲示する。

工事の進捗状況や作業工程の変更など、必要に応じて『安全宣言』の内容も更新する。『安全宣言』の書式は任意とし、新潟労働局は参考様式を示す。

(1) 経営トップの安全宣言例

- ・毎日の職場巡視により、安全作業を呼びかけます。

- ・毎朝の朝礼時に安全作業の指示を行います。
- ・安全衛生推進者を選任し、安全衛生管理体制を整備します。

(2) 労働者代表の安全宣言例

- ・機械の使用開始前には、必ず点検を実施します。
- ・機械の掃除、点検、刃部の取替時には必ず機械を停止します。
- ・高所作業では、安全帯の使用を徹底し、墜落防止を図ります。
- ・熱中症予防のため、定期的に水分・塩分を補給します。
- ・腰痛予防に取り組みます。
- ・新規入場者の全員と会話を交わし、安全教育・訓練を実施します。
- ・交通ヒヤリマップの作成と周知により、交通労働災害を防ぎます。
- ・作業床（通路）の濡れ防止、滑り止め、段差の解消により転倒を防止します。
- ・整理整頓や不要な積荷の移動により、安全な作業通路を確保します。
- ・指さし呼称や合図による確認作業を励行します。

8 結果報告手続き及び達成証の交付

参加事業場が、期間中において休業災害を発生させなかった場合に、ゼロ災達成とする。

なお、建設業の現場単位の参加に当たっては、期間中に当該現場における下請事業場の労働者を含めた休業災害が発生しなかった場合にゼロ災達成とする。

参加事業場は、結果報告書（様式第2号）を結果報告受付期間内に新潟労働局労働基準部健康安全課に提出する（持参又は郵送）。

新潟労働局長は、結果報告書の提出のあった事業場について、期間中の休業災害の発生がないことを確認した場合、結果報告受付終了後、2か月以内に達成証（様式第3号）を交付する。

9 参加事業場等の公表について

参加事業場の名称について、原則新潟労働局ホームページにおいて公表する。ゼロ災達成事業場の名称については公表しないが、結果報告書に記載された取組の好事例については、新潟労働局ホームページに掲載する場合がある。

10 取組期間を超えた自主的な取組について

ゼロ災達成事業場において、取組期間を超えて無災害が継続した場合には、次期の新潟ゼロ災宣言運動の際に考慮する。

11 達成証の返還

参加事業場は、結果報告書等新潟労働局への報告の過程において、虚偽の内容が認められた場合、達成証を返還しなければならない。

平成 29 年 12 月 5 日